

＜木更津市景観計画に定められている屋外広告物の景観形成基準（市独自の基準）＞

木更津市景観計画では、景観阻害要因となりやすい、高所に位置する屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する景観形成基準として以下を定めており、県条例に定められている許可基準に加えてこれらに適合することが必要です。

≪屋外広告物に関する景観形成基準の適用範囲≫ 高所に位置する広告物：屋上広告物 及び 高さ 10mを超える独立広告物	
項 目	景観形成基準
形態・意匠	◆建築物本体や周辺環境との調和が図れた形態意匠とすること
規模・数量	◆屋外広告物の数や面積は、必要最小限に抑制するように努めること ◆複数の広告物については、集約化・集合化を行うように努めること
素 材	◆周囲の景観から著しく突出する素材の使用は控えること
色 彩	◆屋外広告物の色彩は、良好な景観の形成に資するよう周辺と調和した色彩とすること ◆広告物の表示面積の2分の1以上の部分については、下表に従った色彩を使用すること
照 明	◆広告に付ける照明は、広告板面を照らすために広告板面に向けて設置するものに限ることとし、広告の誘目性を高めることなどを目的に設置する装飾的な照明の設置は控えること

屋外広告物の色彩基準

屋上広告物及び、高さ 10mを超える独立広告物については、[周辺の建築物や、背景となる景観と調和する色彩を使用する](#)ことを基本とし、更にその上で以下の基準を満たす色彩を用いることとします。

適用範囲	色相	明度	彩度
表示面積の 2分の1以上	0 R～1 0 Y	自由	7 以下
	1 0 Y～2. 5 G		6 以下
	2. 5 G～5 B G		5 以下
	5 B G～1 0 B		4 以下
	1 0 B～1 0 P		5 以下
	1 0 P～1 0 R P		6 以下
表示面積の 2分の1未満	自由 (ただし、周辺の建築物や、背景となる景観と調和する色彩を使用する)		

次頁に、上記色彩基準のカラーチャートを示します。

屋外広告物の色彩基準（カラーチャート）

※各カラーチャートに示す色彩は、当該範囲内の代表的な色彩を示したものです。また、印刷等の関係から、実際の色彩とは厳密には異なります。

※実際の色彩の検討にあたっては、JIS 標準色票等の正確な色票で確認が必要です。

適用範囲	色相	明度	彩度
表示面積の 2 分の 1 以 上	0 R ～ 10 Y	自由	7 以下
	10 Y ～ 2.5 G		6 以下
	2.5 G ～ 5 B G		5 以下
	5 B G ～ 10 B		4 以下
	10 B ～ 10 P		5 以下
	10 P ～ 10 R P		6 以下
表示面積の 2 分の 1 未 満	自由 (ただし、周辺の建築物や、背景となる景観と調和する色彩を使用する)		

屋外広告物
表示面積の1/2以上の使用可能範囲

